

令和5（2023）年度 宮崎県介護サービス情報の公表計画

令和5年10月16日
福祉保健部長寿介護課

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35の規定により行う介護サービス情報の公表の実施に当たって、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり令和5年度計画を定める。

1 計画の基準日

令和5（2023）年1月1日

2 計画の期間

令和5（2023）年4月1日から令和6（2024）年3月31日まで

3 公表対象事業者、報告の開始時期及び提出期限並びに公表の時期

報告の対象となる介護サービスは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の43に規定されるサービスとする。

なお、報告は、各介護サービスごとに行うことを基本とするが、公表対象事業者が2つ以上のサービスを一体的に運営している場合にあっては、別紙1の区分により一体的に報告することができる。

(1) 計画の基準日前の1年間において介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者

別紙2のとおり

(2) 新たに介護サービスを開始しようとする事業者

報告の開始時期は指定日とし、提出期限は指定日の属する月の翌月末とする。また、公表の時期は、指定日の属する月の翌々月とする。

4 報告の提出先

公表対象事業者に対し、別途通知する。

5 宮崎県介護サービス情報の公表ホームページ

URL : <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/45/>

別紙 1

区分	介護サービス
1	訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
3	訪問看護、介護予防訪問看護、指定療養通所介護
4	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
5	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、指定療養通所介護
6	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定療養通所介護
7	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
11	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス
12	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
13	居宅介護支援
14	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15	介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
16	介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
17	介護療養型医療施設、短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）、介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）